

(54.5%)、10歳が8件(80.0%)、14・15歳が12件(75.0%)となっており、幼少期よりも家庭の経済的問題の深刻さが伺える。

④ 逆に親族・友人・知人・近隣などとの連

携については、5歳が8件(72.7%)、10歳が6件(60.0%)、14・15歳が9件(56.3%)と割合が減少しており、幼少期よりも周りのインフォーマルな支援が得られにくい状況になっていた。

表1 ネグレクト終結ケースの連携先

連携先	5歳	10歳	14・15歳	小計
女性相談員	0	1	0	1
子育て支援課	0	1	0	1
女性援助センター入所	0	0	1	1
障害児施設入所	0	0	1	1
青少年女性室	0	1	1	2
住民課	1	1	0	2
里親委託・養子縁組	1	0	1	2
児童自立支援施設	0	0	2	2
高等養護学校・寄宿舎	0	0	2	2
子ども家庭支援センター	0	1	2	3
ヘルパー	1	0	2	3
母子係・母子相談員・母子自立支援員	1	1	2	4
教育委員会・教育係	3	1	3	7
その他(人権擁護・家裁・保観・弁護士)	2	4	3	9
警察	2	5	4	11
民生・児童委員・主任児童委員	3	6	4	13
保健所・保健センター	4	4	7	15
病院(医師・SW)	1	6	8	15
ネットワーク会議	4	4	8	16
児童養護施設	4	3	9	16
一時保護	4	5	8	17
児童家庭課・家庭児童相談員	6	6	7	19
親族・友人・知人・近隣	8	6	9	23
保護課・社会福祉課	6	8	12	26
学校・学童・保育所	11	10	16	37

備考：5歳11ケース・10歳10ケース・14・15歳16ケース

1ケースごとに連携先を集計

### 3. 終結判断の根拠

表2はネグレクトケースの終結時の判断である。最も多いのは、「関係者の見守りにゆだねる」21件（56.8%）である。14・15歳児のケースではそれ以外に、施設入所や

寄宿舍入所による危険性の低下、18歳になった時点で就職や専門学校進学が決まったという理由もみられ、養育者と離れての自立的生活が目立っている。

表2 ネグレクトケースの終結時の判断

終結時の判断	5歳	10歳	14・15歳	小計
転居（転居先不明）	0	1	0	1
親族引き取り	0	0	1	1
生活問題の改善	1	1	0	2
本児の就職	0	0	2	2
養育感情の改善	1	1	1	3
18歳になったため（就職・専門学校進学等）	0	0	3	3
施設入所・寄宿舍ほか	0	0	4	4
見守りにゆだねる	9	7	5	21

### 4. 終結時の状況

終結時に「関係者の見守りにゆだねる」と判断されたケースが、終結時点でどのような見守りのネットワークがあるのかを簡潔に示したのが表3である。危険性の低下、虐待者の認識の変化、ネットワークと当事者との関係やネットワークの機能度、さらに以上を総合して判断したリスクの高さを記載している。

表3からは指摘できることは以下のとおりである。

- ① 終結時のリスクの高さに関する判断は、報告者によるものであるが、「虐待の重症度」×「介入による危険性の低下」×「虐待者である養育者認識の変化・改善」×「ネットワークの機能度」で一定の判断をすることが可能である。
- ② 5歳児は、身体的にもネグレクト状況のダメージが大きい時期と考えられるが、

リスクの高いケースは4ケースみられた。それらは虐待者との関係に問題があるか、あるいはネットワークの機能度が低い場合である。なかでも虐待の重症度が重症と判断された場合には、リスクはかなり高くなる。

- ③ 10歳児は、本報告の分析対象とした10ケースについていえば、軽度・危ぐがあわせて7ケース、中度が3ケースと、比較的、軽度が多かった。中度と判断された3ケースでも、養育者の認識の変化・改善がみられ、危険性も低下していることからリスクが高いと判断されるものはなかった。
- ④ 14・15歳児の特徴は、養育者である虐待者の認識の変化が得られないケースが他の年齢より目立っている。また、施設入所等により虐待の危険性そのものは低下しているケースでは、就職・進学

後、社会的自立に困難性が危ぐされるケースが多い。また、なかには障害福祉の支援が必要なケースもある。

## D 考察

### 1. まとめ

本報告では、「虐待問題そのものへの関わり」に加えて「生活基盤の安定をはかる包括的支援」の必要性の視点から、特に複合的困難をかかえやすい傾向にあるネグレクトの終結ケースをとりあげ、どのような連携やネットワークを形成しながら終結状況を迎えているのかについて検討した。その結果、以下の諸点にまとめることができる。

- ① 松本調査データすべてに共通することでもあるが、ネグレクト終結ケースの援助過程でも、関係機関や関係者との連絡調整、制度利用に関する協議、情報共有を中心とした援助展開、つまり関係機関との連携が重要な手法となっている。
- ② なかでも、今回の分析対象 37 ケースでは、1) 学校・学童・保育所、2) 保護課・社会福祉課、3) 親族・友人・知人・近隣、4) 児童家庭課・家庭児童相談員との連携が上位を占めている。
- ③ 一時保護利用や児童養護施設入所、ネットワーク会議開催は4割強の事例で実施されていた。
- ④ 保健所・保健センターや保護課・社会福祉課との連携は、5歳ケースよりも10歳、14・15歳ケースで増えていた一方で、親族・友人・知人・近隣との連携は、年齢が高くなるにつれて減少傾向にあった。
- ⑤ 終結時の判断では「関係者の見守りにゆだねる」というものが最も多かった。そのほか、14・15歳ケースでは就職や進学

が決まり終結となっているものの、社会的自立への困難性が危ぐされるケースや障害福祉の支援の必要なケースも複数みられた。

### 2. 考察

① 終結時のリスク判断：「関係機関の見守りにゆだねる」について

「生活基盤の安定をはかる包括的支援」を視野においた子ども虐待問題への関わりという点からいえば、今回の分析対象となったネグレクト終結ケースでは、児童相談所は多くの関係機関との連携を頻繁に行っている現状が浮かび上がった。ケースによっては数百回の連絡調整をしているものもあった。特に子どもの日中活動の場である保育所や学校・学童との連携は不可欠である。また、保護課や児童家庭課との連携は、前述したような生活上の複合的困難の実態として把握することができる。

そして、そのような関係機関と連携をとりながらなされた一定の関わりの後、児童相談所の援助終結時点の判断として共通していたのは「関係機関の見守りにゆだねる」であった。転記ケースの記載内容からも、中心的に関わる機関や近隣者などの関係者に見守り依頼がなされていることがたびたびであった。児童相談所のマンパワーの現状から考えると、終結時に関係者の見守りにゆだねる面が相当大きいことはいうまでもなく、終結像としてある程度予想されることでもある。ただ、その見守りネットワークへのゆだね方や、一定期間が経過した後のモニタリングの優先度判断についての記述が、今回のネグレクト終結ケースの分析からは見出すことができなかつた。ネグ

レクケースでは背景にさまざまな困難があることを考えると、再発可能性は低くない。その点からも、「関係機関の見守りにゆだねる」という終結にはいくつかの課題が指摘できる。

第1は、「関係機関の見守りにゆだねる」場合に、具体的にどのような兆候や言動があれば当該家族への児童相談所関与を行うのか、関係機関や関係者のそれぞれは何をどのように見守るのか、関係機関の実務者との間で具体的に共有することである。この点からいえば、児童相談所のクロージング（終結にいたる援助プロセス）の重要性を今一度、確認することが必要である。通告や相談によってはじまる援助の「はじまり」にはさまざまなアセスメントや診断、集中的な介入がなされる一方で、終結時点の判断には援助ツールも少ない。終結の判断を導くような共通シートや、それを共有した関係機関や関係者がわかるようなものが残されていると、モニタリングや再通告の際に有効であろう。

第2に、終結時点のリスクアセスメントとモニタリングである。本報告では、終結時のリスクの判断を「虐待の重症度」「介入による危険性の低下」「虐待者である養育者認識の変化・改善」「ネットワークの機能度」で判断した。暫定的ではあるが一定の基準を用いてネットワークの機能度を数値化することによって、低い数値が出た見守りネットワークには注意を要することがわかり、終結後、一定期間を経た時点でのモニタリングの必要度・優先度を検討することができる。当該ケースの担当者はそのような数値化をするまでもなく、リスクの高低を主観的に判断していると思われるが、他と広

く共有できるかたちでアセスメントを記録化することは重要である。

② 社会的自立を支援する「つなぎ」の役割について

年齢別でネグレクト終結ケースをみると5歳ケースよりも年齢の高いケースで保健・医療機関や、保護課・社会福祉課との連携が増えていた。これは、年齢を経るにつれて家族の抱える問題の状況が深刻になっていく一面としてとらえることができるのではないだろうか。また、14・15歳ケースでは親族らとの連携数が他の年齢に比べて少なく、社会的孤立状況の可能性も指摘できる。また、養育者の認識の変化・改善がみられないケースも14・15歳ケースで多くみられた。これらの結果として、施設入所や寄宿舎付きでの進学という選択肢が現実味を帯びたことが伺える。

しかし、18歳になって一応の社会的自立の段階に入って終結となったケースの場合、就職や進学等が決まった時点で、児童福祉関係の援助は原則的には終わってしまう。18歳で終結したケースについて、転記したケース記録から詳しい援助経過を読んできると、就職や進学が決まったとはいえ、対人関係や反社会的問題、自己を尊重できない異性関係などの問題を抱えている可能性が高いケースや、障害福祉や就労支援などの必要性があるケースも散見される。児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの年長児の自立支援や、社会的自立を支えるNPO法人などの数は少ないとはいえ、そのような支援団体との連携を高めるような「つなぎ」の役割が求められているように思われる。年長児の自立支援体制については、児童福祉領域における今後の大きな

課題でもある。

## E. 結論

本報告では、ネグレクトケースの終結状況の分析結果から以下の結論を導いた。

- ① 関係機関の見守りにゆだねる」場合の終結状況に関して一定の判断基準をもつことの必要性
- ② 終結にむけたクロージング（終結に至る援助段階の支援）の模索の必要性
- ③ 終結時点のリスクアセスメントとモニタリングの必要性

表3 ネグレクトケースの終結の状況

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
5歳児終結時の状況	危険性の低下*1	○	○	△	×	△	○	○	△	○	△
	虐待者の認識*2	○	○	○	×	×	○	○	△	×	△
	当事者との関係*3	○	○	○	×	×	○	△	△	△	—
	ネットワークの機能度*4	6	6	5	5	2	6	6	4	4	2
終結時のリスクの高さ*5				リスク高い	リスク特に高い	リスク高い			リスク高い		
10歳児終結時の状況	危険性の低下*1	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
	虐待者の認識*2	○	○	×	○	×	△	△	△	△	△
	当事者との関係*3	○	○	○	○	—	—	△	△	△	△
	ネットワークの機能度*4	6	6	5	6	—	—	4	3	3	3
終結時のリスクの高さ*5											
14・15歳児終結時の状況	危険性の低下*1	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○
	虐待者の認識*2	×	△	△	×	△	△	○	○	○	×
	当事者との関係*3	×	△	△	△	○	△	△	△	△	×
	ネットワークの機能度*4	2	4	4	4	6	6	6	4	4	4
終結時のリスクの高さ*5	リスク高い		リスク高い	社会的自立への支援必要	社会的自立への支援必要	兄弟へのリスク残る	社会的自立への支援必要			学業継続、社会的自立への支援必要	学業継続、障害福祉及び就労支援の必要性
終結時の状況	危険性の低下*1	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○
	虐待者の認識*2	×	△	△	×	△	△	○	○	○	×
	当事者との関係*3	×	△	△	△	○	△	△	△	△	×
	ネットワークの機能度*4	2	4	4	4	6	6	6	4	4	4
終結時のリスクの高さ*5	リスク高い		リスク高い	社会的自立への支援必要	社会的自立への支援必要	兄弟へのリスク残る	社会的自立への支援必要			学業継続、社会的自立への支援必要	学業継続、障害福祉及び就労支援の必要性
16歳児終結時の状況	危険性の低下*1	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○
	虐待者の認識*2	×	△	△	×	△	△	○	○	○	×
	当事者との関係*3	×	△	△	△	○	△	△	△	△	×
	ネットワークの機能度*4	2	4	4	4	6	6	6	4	4	4
終結時のリスクの高さ*5	リスク高い		リスク高い	社会的自立への支援必要	社会的自立への支援必要	兄弟へのリスク残る	社会的自立への支援必要			学業継続、社会的自立への支援必要	学業継続、障害福祉及び就労支援の必要性

\*1 被虐待児の安心・安全に関する危険性の低下の度合いで、○は低下、△は低下だが不十分、×は低下していない。記録をもとにした筆者の判断。  
 \*2 虐待者に虐待行為を改善する認識があるかどうかで、○は認識あり、△は多少の認識があるが不十分、×は認識なし。記録をもとにした筆者の判断。  
 \*3 ネットワークと当事者(主に虐待者を含む家族)との関係性に関する情報。○は良好、△は良好ではないが関係維持、×は当事者からの拒否。-は接触なし。記録をもとにした筆者の判断。  
 \*4 ネットワークがどの程度、機能しているかの判断。判断の基準は量・質からみた以下の6段階。記録をもとにした筆者の判断。  
 6: 構成メンバーが3者以上で、当事者(主に虐待者を含む家族)と関係良好 3: 構成メンバーが2者以下だが、当事者(主に虐待者を含む家族)と関係維持  
 5: 構成メンバーが2者以下で、当事者(主に虐待者を含む家族)と関係良好 2: 構成メンバーが3者以上だが、当事者(主に虐待者を含む家族)と関係悪いか接触なし  
 4: 構成メンバーが3者以上で、当事者(主に虐待者を含む家族)と関係維持 1: 構成メンバーが2者以下で、当事者(主に虐待者を含む家族)と関係悪いか接触なし  
 \*5 終結時のリスクは複合的困難を抱えるネグレクトケースで終結時の状況のリスクの高さ、危険性・養育者の認識変化・ネットワーク機能度から筆者が判断

付録 調査転記表 (p164)

事例番号

記入者名

作業日

月

日

I 事例の概要

(1) 虐待の種別 複合している場合、主なものに◎をつける

- ①身体
- ②性的
- ③心理的
- ④ネグレクト

(2) 当該児童の性別 ①男 ②女

(3) 虐待者 (MA 複数の場合主な虐待者に◎)

- ①実父
- ②継父
- ③母の内縁の夫・交際相手
- ④実母
- ⑤継母
- ⑥父の内縁の妻・交際相手
- ⑦その他 ( )

(5) 重症度 (あるいは「要支援度」・選択肢 別紙記入要項)

- ①生命の危惧あり
- ②重度
- ③中度
- ④軽度
- ⑤虐待の危惧あり
- ⑥不明

(6) 当該通告時の家族構成

- ①父母+子
- ②父+子
- ③母+子
- ④祖父母+父母+子
- ⑤祖父母+父+子
- ⑥祖父母+母+子
- ⑦その他

(上記は同居家族の分類・上記分類には継父母を含む・祖父母はどちらか一方の場合を含む)

／下記欄の「家族」は子から見て父母・継父母・兄弟の別居を者を含む・別居の場合は「その他」欄に記載すること

続柄	年齢	職業・所属等	その他特記事項



(7) 児童相談所での受理経過 (児童票の児童相談所における受理・取り扱い経過・を転記／(10)に再掲)

時期	相談経路	相談種別／相談細目	処遇内容／児童相談所の総合診断と処遇方針等
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			

(8) 当該受理(平成15年度の虐待受理(1回目))にいたる経過、主訴と受理時の子ども・家族の状況

9) 子ども・家族の状況と支援の推移

時間の流れ →

年月日		
児童相談所の動き	動き	
	結果	
家族・子ども	続柄	
その他の機関・近隣親族等	機関名・続柄	

(10) 通告後の受理・処遇会議並びに事例検討会の開催経過

(前項の「推移」を記入した後に以下に再掲・整理／(7)に記載のものは「(7)と同じ」とのみ記載で可)

会議開催 年月日	会議名 (主催機関)	検討内容	処遇内容／児童相談所の 総合診断と処遇方針等
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			

(1 1) 現時点（調査時点）の状況

(A) 児童相談所とのかかわり

1) 現況 ①施設入所中 ②指導継続中 ③助言指導 ④終結

2) 終結の場合現況は把握されているか → ①把握されている ②されていない

3) 終結の場合の終結時期 当該児童 才 ヶ月

4) 終結時点の家族の状況 終結の判断の理由 終結後の支援体制

(B) 現在の支援体制と子ども・家族の現況（自由記述）

現在関わっている他の支援機関、支援内容、今後の支援の見通し 子ども・家族の現況 不明の場合わかっている最

## II 家族の生活基盤 (把握できる範囲で)

- 1) 住居 ①一軒家 (持ち家・賃貸) ③マンション (自己所有・賃貸)  
④賃貸アパート ⑤社宅等 ⑥公営住宅 ⑦間借

<特記事項>

### 2) 収入・課税状況、社会保険

課税状況 ①課税世帯 ②所得税非課税世帯 ③非課税世帯 ④生保世帯 ⑤不明  
年間世帯収入 万 不明  
負債 (有 無 不明) 万  
貯蓄・資産 (有 無 不明) 万  
過去の生活保護受給歴 (有 無 不明)  
就学援助など、減免措置等の利用 (有 無 不明)  
医療保険 (健保等 国保 無保険 不明)  
児童扶養手当 特別児童扶養手当

<特記事項>

### 3) 職業 (生計中心者に◎)

父親職業 ( ) 雇用形態 (正規 非正規 不明)  
母親職業 ( ) 雇用形態 (正規 非正規 不明)  
その他 ( ) ( ) 雇用形態 (正規 非正規 不明)

<特記事項・職業歴など>

### 4) 養育者の最終学歴

父親 中卒 高校中退 高卒 専門学校・短大 大学 不明  
母親 中卒 高校中退 高卒 専門学校・短大 大学 不明  
その他 ( ) 中卒 高校中退 高卒 専門学校・短大 大学 不明

### 5) 転居・地域移動

5年以内の転居歴 (当該児相管内で有 管外から転入 無 不明)

### 6) 世帯の生活程度に関する自由記述 (記入者の印象・評価を含む)

①とても困難に思える ②多少困難に思える ③特に困っていると判断できない ④わからない

<特記事項>

### Ⅲ 支援機関の負荷量の評価

#### 1 問題の初発から通算の子ども・家族との接触回数（確認できるもののみ）

児童相談所	通告前（	回）	通告後（	回）	
（	）	通告前（	回）	通告後（	回）
（	）	通告前（	回）	通告後（	回）
（	）	通告前（	回）	通告後（	回）
その他の機関計	通告前（	回）	通告後（	回）	
合計	通告前（	回）	通告後（	回）	

#### 2 児童相談所と関係機関の接触回数

通告前（ 回） 通告後（ 回）

#### 3 子ども・家族と関った関係機関（中心的な役割を持ったところに◎・◎は通告前後それぞれ3つまで）

- ① 児童委員・主任児童委員（通告前 通告後）
- ② 市区町村保健部（通告前 通告後）
- ③ 町村児童福祉主管課（通告前 通告後）
- ④ 家児童相談員（通告前 通告後）
- ⑤ 保健所（通告前 通告後）
- ⑥ 福祉事務所（通告前 通告後）
- ⑦ 警察（通告前 通告後）
- ⑧ 保育所（通告前 通告後）
- ⑨ 幼稚園（通告前 通告後）
- ⑩ 児童館（通告前 通告後）
- ⑪ 放課後児童クラブ（通告前 通告後）
- ⑫ 児童福祉施設（児童養護施設など）（通告前 通告後）
- ⑬ 児童家庭支援センター（通告前 通告後）
- ⑭ 女性相談センター（通告前 通告後）
- ⑮ 里親（通告前 通告後）
- ⑯ 学校（小学校・中学校・高校・専門学校・専修学校）（通告前 通告後）
- ⑰ 学習 等その他の教育機関（通告前 通告後）
- ⑱ 家庭裁判所（通告前 通告後）
- ⑲ 医療機関（通告前 通告後）
- ⑳ NPO・子供会等民間団体（通告前 通告後）
- ㉑ その他（ ）（通告前 通告後）

#### 4 子ども・家族に関する期間

児童相談所	通告前（	年	月）	通告後（	年	月）	
（	）	通告前（	年	月）	通告後（	年	月）
（	）	通告前（	年	月）	通告後（	年	月）
（	）	通告前（	年	月）	通告後（	年	月）

#### IV 子どもの直面する困難

当該家族の子どもすべてについて、確認できる項目の欄に○を記入する

通告前 → 通告時以前の段階（通告時点を含む）

終結時 → 事例の終結時 あるいは確認できる最終時点

	本児		続柄 ( )		続柄 ( )		続柄 ( )		続柄 ( )	
	通告前	終結時	通告前	終結時	通告前	終結時	通告前	終結時	通告前	終結時
① 未熟児										
② 低体重での出産										
③ 望まれない出生										
④ 病弱・虚弱										
⑤ 身体障害・その疑い										
⑥ 知的障害・その疑い										
⑦ 発達障害・その疑い										
⑧ 自閉症・その疑い										
⑨ 言葉のおくれ・その疑い										
⑩ いじめの被害										
⑪ いじめの加害										
⑫ その他対人関係上のトラブル										
⑬ 欠席がち										
⑭ 長期欠席・不登校										
⑮ 暴力的傾向										
⑯ 「非行」・問題行動										
⑰ 施設入所歴										
⑱ 停学・退学										
⑲ 解雇										
⑳ 仕事や学校などの所属先が無かったこと										
㉑ 子どもだけで生活した経験										
㉒ 児童相談所での相談歴										
㉓ 親身になってくれる家族以外の大人の存在										

V 家族の直面する／してきた困難

1) 当該家族の家族関係

	通告前	終了時
① 夫婦間の強い葛藤・不和		
② DV・その疑い		
③ 育児に関する協力的な関係		
④ 育児に関する非協力的な関係		
⑤ 離婚と復縁など婚姻関係の不安定さ		

2) 養育者の心身の状況

その他—祖父母・親族の誰かに確認できる場合に○

続柄→							その他	
	通告前	終結時	通告前	終結時	通告前	終結時	通告前	終結時
① 精神病・その疑い								
② 神経症・その疑い								
③ 人格障害・その疑い								
④ 知的障害・その疑い								
⑤ 薬物、アルコール依存・その疑い								
⑥ 発達障害・その疑い								
⑦ その他の疾病								
⑧ その他の障害								
⑨ 攻撃的、虚言など対人関係上の「難しさ」								

3) 養育者の意識・社会関係

続柄→						
	通告前	終結時	通告前	終結時	通告前	終結時
① 育児に対する拒否的な感情						
② 虐待の認識の有無						
③ 支援を受け入れているか						
④ 親身になってくれる支援者の存在（公的機関）						
⑤ 親身になってくれる友人・知人						
⑥ 親身になってくれる親族						
⑦ 職場への安定した所属						
⑧ 仕事以外の活動や団体への参加						



4) 養育者の成人前の経験 (確認できるものに○)

続柄→			
① 親の死亡			
② 親の離婚			
③ 親の再婚			
④ 両親の疾病・障害			
⑤ 家族間の葛藤・暴力			
⑥ 経済的困窮			
⑦ 生活保護受給			
⑧ 妊娠・出産			
⑨ 退学・長期欠席			
⑩ 被虐待体験			
⑪ 施設での生活体験			

5) 養育者のこれまでの生活上の出来事

(父母・継父母の誰か/いつかは問わない 確認できたものに○)

① 火災・災害等の被災	
② 事故・怪我	
③ 入院	
④ 長期の疾病・体調の不良・病気がち	
⑤ 解雇・失業	
⑥ 返済に困る借金・多重債務	
⑦ 破産	
⑧ すむところが決まっていなかったこと	
⑨ たび重なる転居	
⑩ トラブルに起因する転居	
⑪ 経済的困窮	
⑫ 生活保護受給	
⑬ 拘禁	
⑭ 離婚	
⑮ 配偶者との死別	
⑯ 望まない妊娠・出産	

